　保護者のみなさまへ

**児童手当での児童クラブ保育料の納付について**

　ふじみ野市子育て支援課

　現在、中学３年生までの児童生徒を扶養し、児童手当が支給対象となっている保護者に、毎年６月・１０月・２月にそれぞれ４ヶ月分ずつ支給されることになっています。

この児童手当は、児童手当法第２１条第1項の規定に基づき、保護者からの申し出により未納となっている児童クラブ保育料の納付に充てることができます。

児童手当からの天引きになりますので、是非この制度を活用し、納付に ご協力いただきますようお願いします。

**児童クラブ保育料が未納となった場合、児童手当での納付に同意される方**

裏面の「児童手当に係る学校給食費等（保育料）の徴収等に関する申出書」に①提出日、②住所、③保護者（児童手当受給者）氏名、④児童氏名、⑤児童クラブ名をご記入いただき、各放課後児童クラブまたは運営する法人事務所へ入室申請書類とあわせて提出してください。

※　兄弟姉妹がいるときは、１枚の申出書にまとめて記入してください。

※　児童手当の額は、扶養している子どもの人数や保護者の所得金額により変更になる場合があります。

※　児童手当の申請や児童手当の現況届の提出、税の申告がまだお済みで ないときは、早めに手続きしていただきますようお願いします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【 問い合わせ先 】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒356-8501　ふじみ野市福岡１－１－１

　　　　　ふじみ野市こども・元気健康部

子育て支援課子育て支援係

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　０４９－２６２－９０３３

整理番号

**児童手当**

**特例給付**

**に係る学校給食費等（保育料）の徴収等に関する申出書**

ふじみ野市長　　高　畑　　　博　宛て

私は、児童手当法第２１条第１項の規定に基づき、ふじみ野市長から支給を受ける児童手当等（児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。）の額から、以下の費用につき、当該児童手当等の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。

　　なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、中学校卒業までの児童手当等から各費用の支払に充てるものとします。

|  |
| --- |
| 徴収（支払）費用 |
| 放課後児童クラブ保育料未納分 |
|  |
|  |

　　年　　月　　日

住　　所

　　　ふじみ野市

氏名

※保護者（児童手当受給者）氏名

児童の氏名

児童の氏名

児童の氏名 　　　　　　　　　　　　（　　　　　放課後児童クラブ）